

「学びの継続」のための「学生支援緊急給付金」

学生支援緊急給付金（10万円）の申請を受け付けます。申請者は原則下記の①～⑥の要件を全て満たす必要があります。希望者は下記の要件及び証明書類を確認して、申請をしてください。申請者は要件確認のために面談を行います。

申請書類は美浜校舎 2 階事務で配布しています。

申請書類受付期間：5月25日（月）～6月10日予定（水）美浜 2F 事務

	要件項目	提出書類等
①	家庭から多額の仕送りを受けていない	1年生→家庭からの仕送り予定額 2年生→2019年度の仕送り年額
②	自宅外で生活している又は自宅で生活しているが家庭から支援を受けていない	アパート等の賃貸契約書の写し、直近の家賃の支払い証明書等
③	生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い。	1年生→アルバイト収入予定額 2年生→2019年度のアルバイト収入額
④	家庭（両親）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない	コロナ感染症対策にかかる他の公的支援措置を受けている場合の受給証明書等。又は事情書。
⑤	コロナ感染症の影響でアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む。）が大幅に減少（前月比50%以上）している	アルバイト先からの給与明細等（今年1月以降の2ヵ月分で減少がわかるもの）
⑥ 既存制度について次のいずれかを満たす	1) 高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」）の第Ⅰ区分の受給者	不要
	2) 新制度の第Ⅱ又は第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金の併給が可能な者にあつては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者	不要
	3) 新制度に申し込みをしている者若しくは今後利用を行う者であつて、第一種奨学金の限度額まで利用している者又は利用を予定している者	申し込みがまだの人のみ、給付奨学金の同意書
	4) 新制度の対象外であつて、第一種奨学金の限度額まで利用している者又は利用を予定している者	申し込みがまだの人のみ、貸与奨学金の確認書
	5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者	民間等の支援制度を申し込みした書類等